

注記（一般会計等）

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

ただし、取得価格が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円  
としています。

② 無形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券以外の有価証券

ア 市場価格のないもの

出資金額

② 出資金

ア 市場価格のないもの

出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物 3 年～50 年

イ 工作物 3 年～60 年

ウ 物品 3 年～50 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

④ 棚卸資産

ア 販売用土地

個別法による原価法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から佐賀県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、佐賀県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうちみやき町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

(リース期間実質が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更

該当事項ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項ありません。

3. 重要な後発事象 該当事項ありません。

4. 偶発債務 該当事項ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

グリーンパーク推進事業基金特別会計

ふるさと寄附金基金特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー

連結実質赤字比率 ー

実質公債費比率 9.6%

将来負担比率 ー

⑤ PFIにより整備した施設に係る将来の支払額 1,559,020千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 132,895千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

旧町営住宅跡地等で、払下げを行うことにより定住や地域活性化が見込まれる土地を売却可能資産としています。

イ 内訳

土地 109,571 千円 (560,222 千円)

令和5年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。上記の(560,222千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 13,416,824 千円

③ 地方公共団体健全化法に基づいた算定要素内容

標準財政規模	7,785,374 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,364,789 千円
将来負担額	24,961,280 千円
充当可能基金額	10,359,489 千円
特定財源見込額	2,318,414 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	14,117,375 千円

④ 建物のうち4,847,821千円は、PFI事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

284,053 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	16,725,286 千円	16,033,864 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	5,755,246 千円	5,606,544 千円
繰越金に伴う差額	△690,458 千円	-
一般会計等における相殺額	△1,546,388 千円	△1,546,388 千円
資金収支計算書	20,243,686 千円	20,094,020 千円

地方自治法第 233 条 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（グリーンパーク推進事業基金特別会計及びふるさと寄附金基金特別会計）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

会計間の内部取引を相殺消去しているため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	1,036,474 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	842,277 千円
減価償却費	△1,789,410 千円
未収債権等の増減額	10,090 千円
賞与等引当金の増減額	△13,223 千円
退職手当引当金の増減額	40,851 千円
徴収不能引当金の増減額	466 千円
固定資産除売却損益	1,182 千円
純資産変動計算書の本年度差額	128,707 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 該当なし